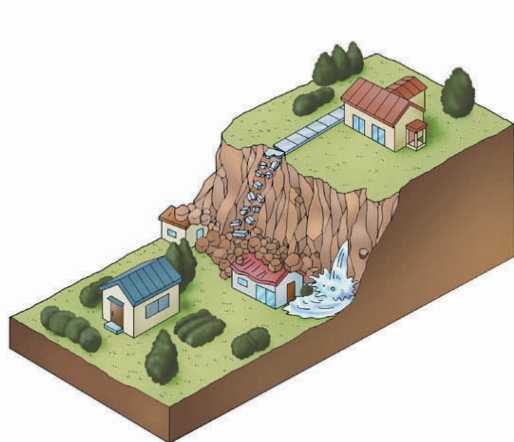
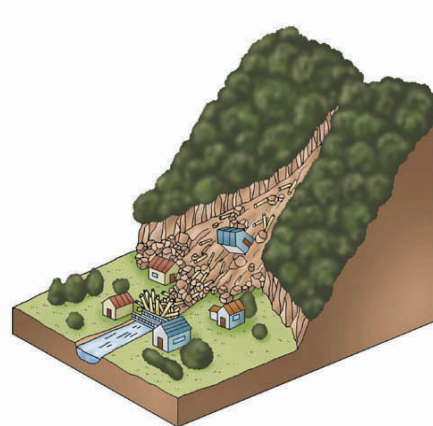


土砂災害とは？

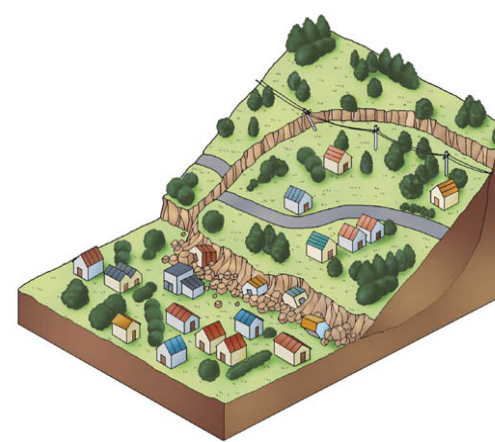
「急傾斜地の崩壊」・「土石流」・「地すべり」を総称して土砂災害と呼びます。



急傾斜地の崩壊



土石流



地すべり

こうした土砂災害は、梅雨や台風などによる局地的な豪雨や経験したことの無いよう異常降雨、さらには地震などによって発生するおそれがあります。

自助・共助・公助の連携

土砂災害による被害を最小限に止めるためには、

まず第一に、住民一人ひとりが「自らの生命は自ら守る、自ら危険を察知して適切な行動をとる」という自己責任原則による**自助**

第二に、地域における助け合いによって「自分たちの地域は自分たちで守る」という**共助**

そして、**公助**の役割を果たす行政や関係機関との連携が非常に重要です。

そこで、住民の皆さん、市町村、京都府が連携して土砂災害に備えるため、土砂災害防止法による警戒区域の指定などの取り組みを行っていきます。

『土砂災害防止法』とは

この法律は**土砂災害から住民の皆さんの生命と身体を守るため、**

- ◆土砂災害の発生するおそれがある区域を明らかにし
- ◆土砂災害情報の伝達
- ◆警戒避難体制の整備
- ◆住宅等の新規立地の抑制
- ◆既存住宅の移転の勧告及びその支援措置

等のソフト対策を推進しようとするものです。

土砂災害警戒区域等の指定 を行っていきます

このため、京都府では、市町村とも十分に連携して、危険箇所を対象に、今年度から、**土砂災害警戒区域の指定**、**土砂災害特別警戒区域の指定**を行っていきます。

こうした区域の指定は、

- ◆台風23号などにより土砂災害を受けた地域やそのおそれのある危険度の高い地域
 - ◆保全対象に多くの住宅や避難場所、病院、学校などの施設がある地域
 - ◆住宅や社会福祉施設などの開発の見込みがある地域 など
- を優先しながら、市町村と相談しながら順次行っていきます。

土砂災害警戒区域、 特別警戒区域の設定までの流れ

土砂災害防止対策基本指針の作成(国土交通大臣)



基礎調査の実施(京都府知事)



基礎調査の結果及び警戒避難体制づくりを説明(府、市町村)



京都府知事が市町村長の意見を聴取



区域の指定(京都府知事)

『土砂災害防止法』による区域の指定

土砂災害警戒区域の指定(京都府知事)

(土砂災害のおそれがある区域)

- 情報伝達、警戒避難体制の整備
- 警戒避難に関する事項の住民への周知

土砂災害特別警戒区域の指定(京都府知事)

(建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域)

- 特定の開発行為に対する許可制
対象:住宅宅地分譲、社会福祉施設等のための開発行為
- 建築物の構造規制(都市計画区域外も建築確認の対象)
- 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- 勧告による移転者への融資、資金の確保

こんな場所が区域指定されます (急傾斜地の崩壊)

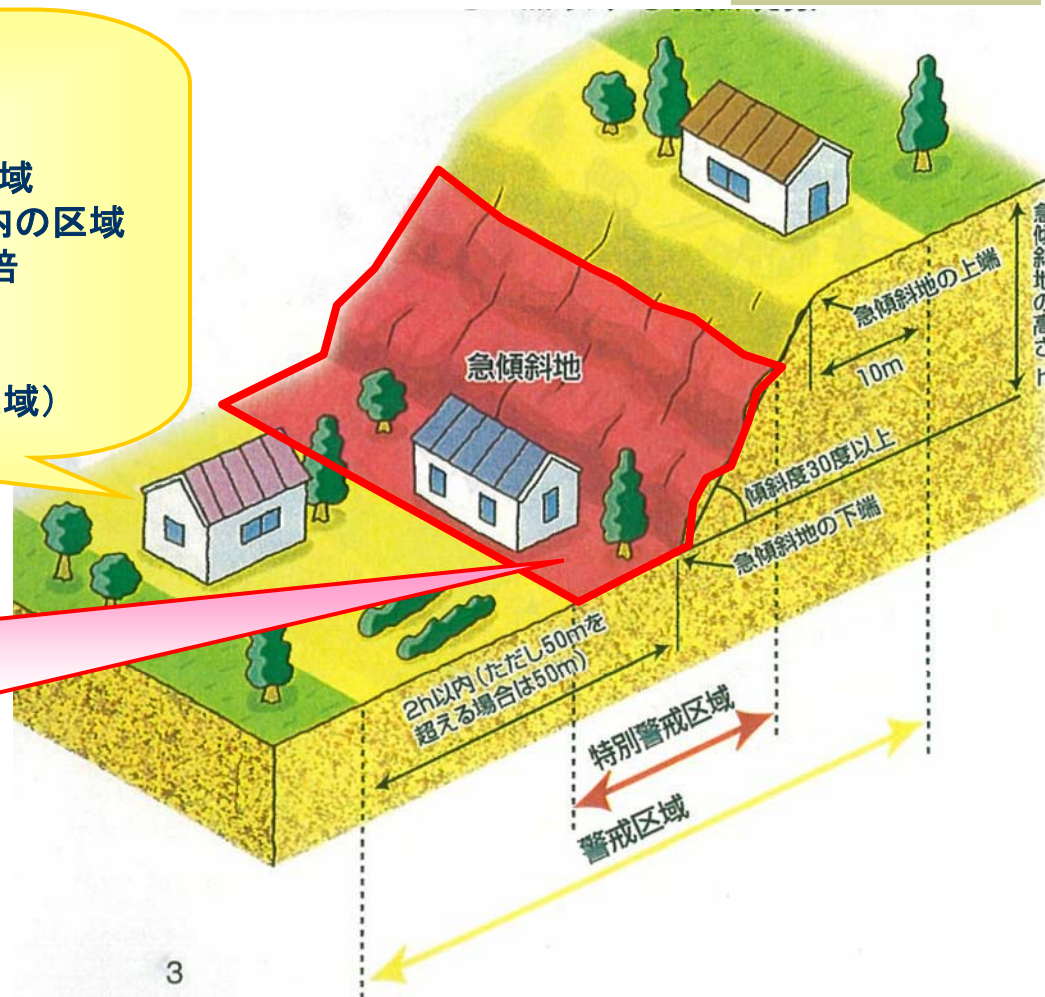
土砂災害警戒区域

- ◇傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
- ◇急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- ◇急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍(50mを超える場合は50m)以内の区域

(崩壊した土砂等が到達する可能性のある区域)

土砂災害特別警戒区域

土石等が崩壊して移動又は堆積により作用する力が、通常の建築物に損壊を生じる区域



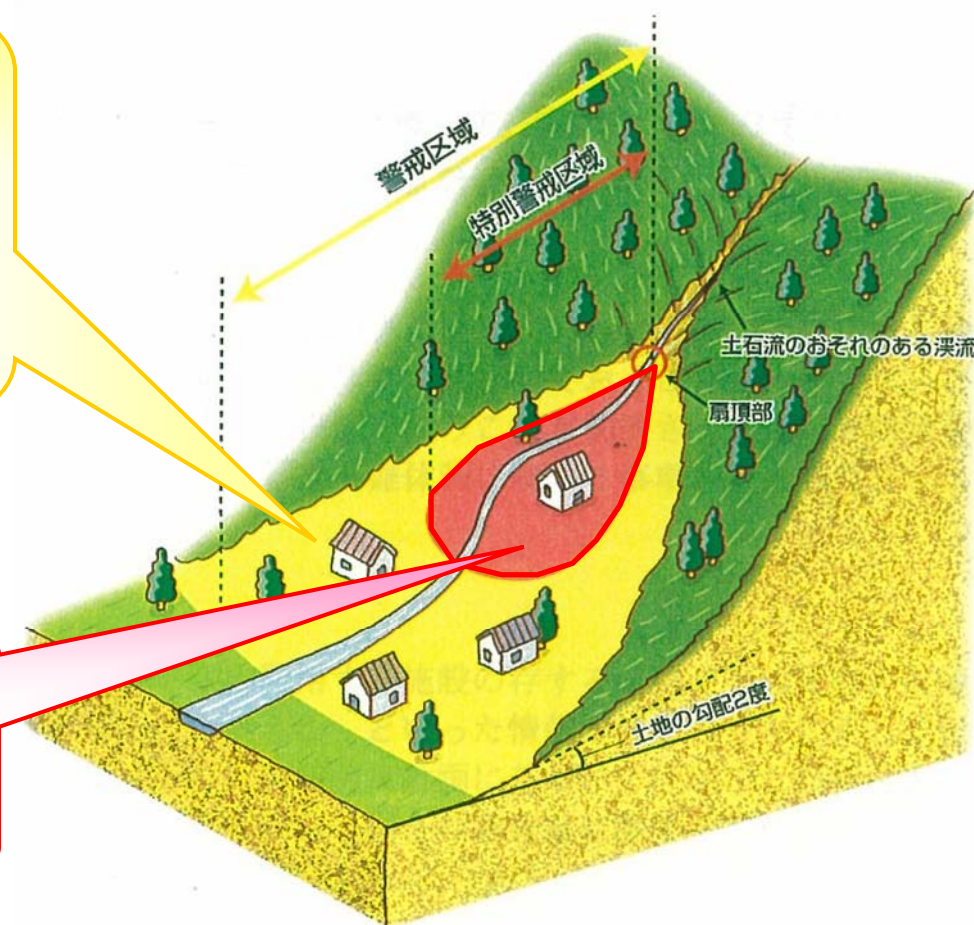
こんな場所が区域指定されます (土石流)

土砂災害警戒区域

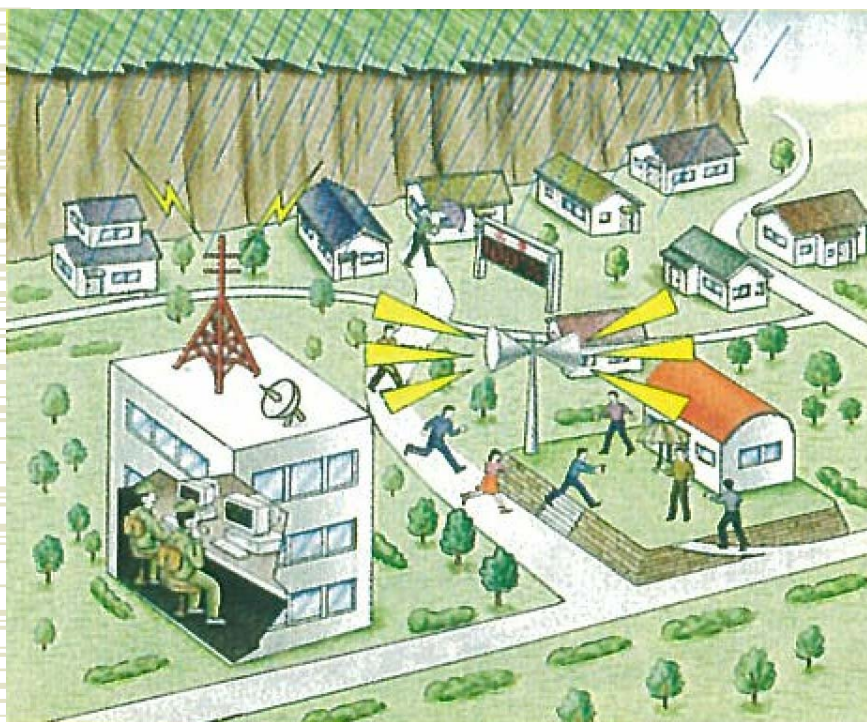
土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域
(土石流が到達する可能性のある区域)

土砂災害特別警戒区域

土石流により作用する力が、通常の建築物に損壊を生じる区域



土砂災害警戒区域に指定されると



市町村地域防災計画への記載

警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項を定めることとされています。

警戒避難体制の整備

市町村長は、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項などを定めて住民へ周知する必要があります。

宅地建物取引における措置

宅地建物取引業者は、当該宅地又は建物の売買等にあたり、警戒区域について重要事項として説明することが義務付けられています。

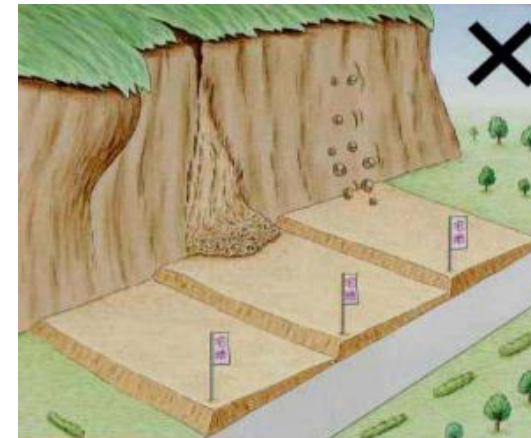
土砂災害情報の伝達、警戒避難体制の整備等が図られます

土砂災害特別警戒区域 に指定されると



建築物の構造規制

居室を有する建築物については建築確認が必要となります。

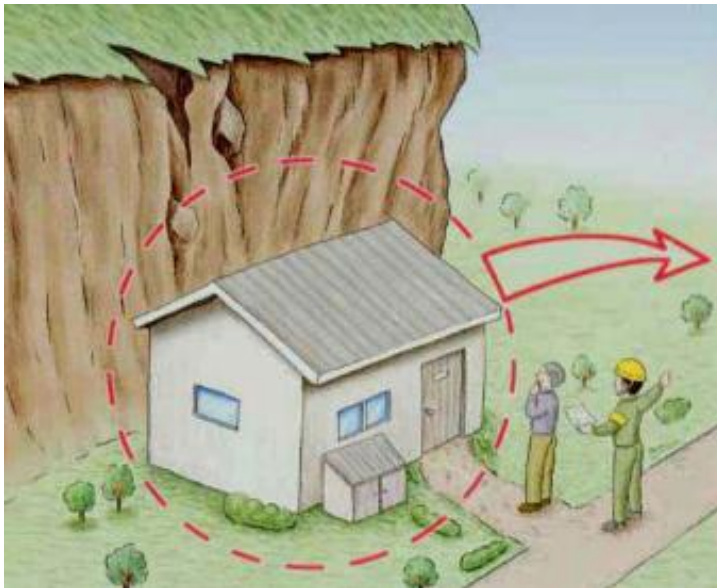


特定の開発行為に対する許可制

住宅宅地分譲、社会福祉施設、学校、医療施設などのための開発行為については、京都府知事の許可が必要となります。

特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制及び建築物の移転勧告等が行われます

土砂災害特別警戒区域 に指定されると



建築物の移転等の勧告及び支援措置

京都府知事は、特別警戒区域から安全な区域へ移転する等の土砂災害の防止・軽減のための措置について建築物の所有者、管理者、占有者に対し勧告することができます。

移転される方に対しては、支援措置があります。

- ①住宅金融公庫の融資
- ②がけ地近接等危険住宅移転事業による補助
- ③不動産取得税の軽減

宅地建物取引における措置

特定の開発行為については、都道府県知事の許可を受けた後でなければ当該宅地の広告、売買契約の締結が行えません。

宅地建物取引業者は、当該宅地又は建物の売買等にあたり、特別警戒区域について重要事項として説明することが義務付けられています。

これからの手順

住民の皆さんに、個別の危険箇所についての調査結果を土木事務所からご説明します。
市町村からは、警戒避難体制について、ご説明します。



法律に基づいて、京都府知事が市町村長の意見を聴取します。



京都府知事が、警戒区域及び特別警戒区域の指定を行います。指定に関する図書は府庁、土木事務所、市役所や役場に備え付けます。この図書は、どなたでも見ることができます。